

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230821	株式会社グローリー (法人番号 2250001002679)代表 者大久保智子	山口県山口市小郡明治2 丁目12番19-701号	山口営業所	山口県山口市鑄銭司字鑄 銭司団地北10447-22	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号及び 同条第4項	令和5年7月11日及び同年7月27日、酒気帯び 運転を端緒として監査を実施。4件の違反が認 められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全 規則J」)第3条第4項)、(2)乗務等の記録事項 義務違反(安全規則第8条第1項)、(3)運転者台 帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第 1項)、(4)運転者に対する指導監督の記録事項 義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20230823	株式会社隆栄(法人番 号7250001010132)代 表者望月岳	山口県周南市古泉一丁目 12-16	本社営業所	山口県周南市古泉一丁目 12-16	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和4年8月31日及び同年9月26日、酒気帯び 運転を端緒として監査を実施。11件の違反が 認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規 則J」)第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録義 務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録 事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務 等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1 項)、(5)運行記録計による記録保存義務違反 (安全規則第9条)、(6)運転者台帳の記載事項 義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転 者に対する指導監督義務違反(安全規則第10 条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録 義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者 に対する指導監督の記録事項義務違反(安全 規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対す る特別な指導義務違反(安全規則第10条第2 項)、(11)特定の運転者に対する適性診断受診 義務違反(安全規則第10条第2項)	2	2

20230829	有限会社rikutto.ed(法人番号7240002041524) 代表者石井由治	広島県福山市南手城町1丁目16-1	本社営業所	広島県福山市引野町625-1 メゾン沖浦202	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和5年3月3日及び同年3月24日、酒気帯び運転を端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項及び第2項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(12)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6
----------	--	-------------------	-------	----------------------------	-----------------------	-----------------------------	--	---	---